

第十回 参議院運輸・法務連合委員会會議録第一号

昭和二十六年五月十日(木曜日)午後二時三十一分開会

委員氏名

運輸委員

委員長 植竹 春彦君
理事 岡田 信次君 理事 小泉 秀吉君
理事 高田 寛君 仁田 竹一君
山縣 勝見君 内村 清次君
菊川 孝夫君 小酒井義男君
高木 正夫君 前田 穰君
村上 義一君 前之園喜一郎君
松浦 定義君 鈴木 清一君

法務委員

委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君 理事 宮城タマヨ君
理事 鬼丸 義賢君 北村 一男君
左藤 義詮君 長谷山行毅君
山田 佐一君 齋 武雄君
棚橋 小虎君 岡部 常君
一松 定吉君 羽仁 五郎君
須藤 五郎君

本日の会議に付した事件

- 道路運送車両法(内閣送付)
- 道路運送車両法施行法案(内閣送付)
- 自動車抵当法案(内閣送付)
- 自動車抵当法施行法案(内閣送付)

「植竹春彦委員長席に着く」
○委員長(植竹春彦君) これより運輸・法務連合委員会を開会いたします。前例によりまして私が連合委員会の委員長としての職を勤めさせていただきます。どうぞ御了承をお願いいたします。

それでは道路運送車両法及び道路

運送車両法施行法案、自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案を一括して議題に供します。先ず政府より提案理由の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(山崎肇君) 道路運送車両法及び道路運送車両法施行法案の提出理由について御説明申し上げます。

最近における自動車の発達に極めて顕著なものがありまして、自動車車両は三十八万兩を越え戦前の最高兩数を遙かに凌駕いたしました。その行動はますます長距離且つ高速化して参つております。その反面車両の老朽化、車両整備の不平等による車両事故が増大し、又自動車登録においても虚偽の申請が次第に増加している実情であります。現在道路運送車両の保安につきましては道路運送法に規定されておりますが、その詳細は大部分同法に基く省令によつて規定しております。行政の民主化を徹底いたしますために省令で規定している事項を法律に規定すると共に、最近の車両事情に即応するため諸外国の例にならう若干内容を変更した上、單行法として道路運送車両法を提出いたしました次第であります。

以下簡単に内容を改正した要点について申し上げます。第一に自動車の登録制度を整備充実いたしました。自動車の実態把握及び盗難予防の徹底を期しますと共に、この制度を利用して自動車を目的とする私法関係の安全の確保に資したことであります。第二に車両の構造及び装置につきまして、保安上必要な最低限度の技術基準を設定いたしましたと共に車両検査制度を整備充実し、その安全性の確保に資したことであります。第三に自動車使用者の自主的な車両整備に必要な体制の確立を期しますと共に自動車整備事業を認証して、その健全な発達を図ることによりまして車両検査と相俟つて、自動車保安の完備を期したことであります。

なお本法案による検査登録制度を利用した自動車の動産低当制度を実施するために別に自動車抵当法案を提出いたしました。

以上が道路運送車両法案の大要であります。この法律を施行するための経過措置を規定する必要があるため道路運送車両法施行法案を同時に提出いたしました次第であります。

以上によりまして二法案の提出理由につきまして御説明を終ります。最近の車両事情に鑑みまして、この両法案の制定は緊急を要するものと考えますから何とぞ十分御審議の上速かに可決されるようお願いいたします。

次に自動車抵当法案及び自動車抵当法施行法案の提出理由について御説明いたします。

自動車運送事業の健全な発達及び自動車輸送の振興を図るため、老朽車を速かに新車に改めて車両の保安度を向上することとこれが実現のために金融の円滑化を確保いたしますことは、今日の車両及び金融情勢下において極めて緊要であります。然し現行の金融取引におきましては自動車を担保に供するためには所有権留保又は譲渡担保の形式によるほかなく、法律上極めて不備であり取引の安全を害すること甚だしいのであります。この弊を除去するためには現在最も進歩した担保制度として自動車の動産低当が必要と考えらるべきであります。動産が担保権の目的となるためには担保物の同一性が何らかの形で確保されなければならないと共に更に担保権の存在を示す適当な公示制度が必要であります。先に説明いたしました道路運送車両法による車両検査及び登録制度はこの動産低当の必須条件を十分に充足するものであるため、道路運送車両法と関連してここに自動車抵当法を制定しようとした次第であります。

以下簡単に自動車抵当法案の骨子について申し上げます。第一には、道路運送車両法による登録を受けた自動車を以て自動車抵当権の目的としたしております。第二には、自動車抵当権は物権でありますから民法の物権総則の規定は別に定めるものを除いて当然に適用されますが、民法抵当権に関する規定中採用すべきものは本法に相当の規定を置きまして、又、民法の規定中一部のものとは自動車抵当運用の簡素化を図るために採用をいたしております。第三に、自動車抵当法特有の規定としては、前述のように道路運送車両法の自動車登録原簿に抵当権の得喪変更を登録することによつて対抗力を附與いたしましたこと。抵当権の実行につ

ての特則等がありますが、何分新しい制度でありますから法律関係はできるだけ簡単にいたして、本制度の円滑な運用を期しております。

以上が自動車抵当法案の大要であります。本法施行についての経過措置並びに各種財団制度等との調整について規定する必要があるため、自動車抵当法施行法案を同時に提案した次第であります。

以上によりまして二法案の提出理由につきまして御説明を終ります。金融の円滑化を確保し自動車運送事業の発達及び自動車輸送の振興を図るため、とぞ十分御審議の上可決されるようお願いいたします次第であります。

○委員長(植竹春彦君) 運輸大臣は只今参議院の運輸委員会に緊急な要務を帯びておられますので退席させていただきます。別に御異議ございませんか。

○委員長(植竹春彦君) それじやどうぞ……

それでは次に本法案の内容詳細説明を政府側からお願いいたします。

○政府委員(牛島辰彌君) 只今運輸大臣から、道路運送車両法及び同法施行法案、自動車抵当法案及び同法施行法案の提出理由の御説明がございましたが、この四つの法案につきまして更に詳細に私から御説明申し上げたいと思

います。

お手許に道路運送車両法案及び同施

行法案説明要綱、自動車抵当法案及び同法施行法案説明要綱というのが用意してあると思ひますがこれを御参照願ひいたします。

最初に道路運送車両法案及び同法施行法案の概要について御説明申し上げます。

一般産業経済の復興、諸資材の緩和等に伴ひまして最近における自動車交通の復興は目ざましいものがございます。

自動車の数におきまして、戦前最高の昭和十三年の二万七千両に對しまして昨年十二月末の数は三十八万七千両となつておりまして毎月一万両近くが増加致しておる状況であります。この増加致しておる自動車も多数運行されておきまして御覽の通りの自動車交通の輻輳を呈してゐるのでござい

ます。これらの自動車の中には、バスにおいて最高乗車定員九〇人を越え、トラックにおいて最高積載噸數十噸を越えるようなデゼル車やトレーラー、附自動車のような大型のものから、二輪及び三輪の自動車、スクーターのようないくつかの小型のものがありまして、又最新式高速自動車に對し車齡十數年の旧式自動車や代燃車が動いてゐるような実情であります。

車両數が増加し、各種車兩が交錯し、スピードが増し、長距離に亘つて行動するようになりまして勢い車兩事故も増加して參るものでありまして、昭和二十五年中における事業用自動車の重大事故だけでも八百七十件を數えてゐるような状態でありまして、現下の社会経済事情等を反映いたしまして、虚偽の登録申請が次第に殖えて參

り、潜蔵ながら登録事故が漸増してゐる現状でありまして自動車が増えれば殖えるほど自動車の実態把握と流通の安全確保の必要性が増大して參るのであります。

以上のような実情でございますから、車兩事故及び登録事故を防止して車兩の安全性を確保し日進月歩する自動車交通の発展に即応いたしましてことは極めて緊急を要するものと存じます。

このため國の統制的権力を拡充強化いたすことは極力避け、極めて合理的な法規律のもとに民主的な行政の運営によりまして保安の目的を達成して行きたいと思はれておりましたので、今回道路運送車両法案を提出致しましたものこの趣旨でございます。

現在道路運送車両の保安に關しましては道路運送法の第五十四條、第五十五條、及び第五十六條、の三箇條において原則的に規定され、具体的詳細は、同法に基く車兩規則、自動車整備工場認定規則、自動車整備士技能檢定規則、自動車の指定に關する省令等の諸省令に委任してゐるのであります。

國民の權利を制限し義務を課します事項等は極力具體的に法律に規定することが民主的でありまして、右の諸省令に規定いたしております事項を法律事項とする必要がありまして、民主的合理的の方法によりまして車兩保安の確保のために、あとに御説明いたしたような事項を法律に規定する必要があるもので道路運送法第八章車兩關係規定の改正を要するのであります。

このようにいたしますと條文が極めて麗大になりますので、海上運送法と船舶安全法との關係並びに米國における州際交通法と統一車兩法との關係のよ

うに、事業監理法規と保安法規との二つの法体系に分離いたす方が妥當であると考へまして道路運送法の全面改正を機會に、單行法としての道路運送車両法案を提出いたした次第でございます。以下本法案におきまして改正いたしました事項を中心として、法案の要点を御説明いたしたいと存じます。

第一章總則におきましては、本法の目的、本法中に使用される用語の定義及び自動車の種別を規定いたしております。

第一條本法の目的は、道路運送車両の安全を確保いたしまして公共の福祉を増進することにあるのであります。が、この目的の達成の中に本法の構成及び要点を示してあります。即ち第一に所有權の公証でありまして、これは自動車を目的とする所有權を第二章に規定いたしております自動車登録原簿に登録することによりまして行政上（実態把握、難予防）及び民事上（所有權の得喪変更の對抗力附與）の目的を達成いたすこととあります。第二に安全性の確保と申しますのは、車兩の構造及び裝置が運行に耐えるために必要最少限度の安全性を有することを確認することとあります。第三章保安基準、第四章整備、第五章檢査、第七十八條自動車分解整備事業の認定等において規定されております。第三に、整備に關する技術の向上といふことは車兩の安全性を増進するために整備技術の向上を促進することとあります。第五十五條の自動車整備士技能檢定、第九十四條の優良自動車整備事業者の認定、第九十五條自動車整備振興會等において規定されております。

第四に、自動車の整備事業の健全な発達といふことは、自動車整備士の技能檢定制（第五十五條）、自動車分解整備事業の認定制度（第七十八條）、優良自動車整備事業者の認定制度（第九十四條）、自動車整備振興會の法規制等によつて自動車の整備事業の健全化を期したことであります。

次に法案の第二條及び第三條の關係であります。現行法におきましては、原動機付自動車は自動車として取扱われておりますが、それに対する法規制を緩和して実情に即応いたしたために自動車の範囲から分離独立させました。従ひましてこの兩法におきまして道路運送車両と申しますのは、従来の自動車及び輕車と原動機付自動車に区分されるのであります。

第二章について申し上げます。第二章は自動車の登録制度に關する規定であります。現行法におきましては、道路運送法第五十六條に基きまして車兩規則の第四節第四十條乃至第四十四條に規定されてゐるのであります。これをできるだけ詳細に法律に規定いたしますと共に、従来自動車の登録が、自動車兩數、分布狀態等の実態把握を主たる目的としたておりましたのに対し、本法におきましては登録に完全な權利の証明及び車兩檢査合格の証明となるような効力を附與いたしまして登録制度の役割を拡張したのであります。このため本法におきましては次

のようにならな方法によりまして登録の正確を期し制度の目的達成を図つたのであります。

その第一に、自動車の実態把握、難予防、安全性の維持等の行政目的のために、第四條の非登録自動車の運行

禁止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

して、登録番号標はその証明と共に正当な所有權を有する証明といたしたのであります。第三に登録制度の目的達成のために第十七條におきまして、その檢査制度を規定いたしたのであります。即ち、登録自動車の所有者は行政庁が公示又は通知する期間内に自動車及び自動車檢査証を行政庁に呈示しなければなりません。第四に、第十一條の自動車登録番号標の交付制度及び第二十五條乃至第二十八條自動車登録番号標交付代行の制度を採用いたしております。この標板の適正を確保したこととあります。標板の行政庁交付制度は米國等において実施されておりますが、本法におきましてはこの國家事務の信託に堪へる適正な者に對して標板の販売業務を代行させる新らしい制度を加えたのであります。第五に、第二十九條から第三十二條におきまして、自動車の同一性を表示する手

續止、第十二條乃至第十五條の各種登録の強制等に關しまして規定いたしたものと同時に登録の手續といたしまして、例えば第六條の一兩一用紙、第二十一條の登録原簿の保存等、第二十二條の登録原簿等諸規定を置きまして、不動産及び船舶の登記手續に準じまして、第五條におきまして自動車登録に對しまして不動産及び船舶の登記に匹敵する登記の効力を與へまして、私法制度における安全の確保の手段といたすと共に後に御説明申し上げます自動車抵当制度創設の途を開いたのであります。第二に、第十九條におきまして自動車登録番号標の表示制度を規定いたしておりますが、現行法によりまして車兩番号標が車兩檢査に合格した証明のみでありましたの對しま

段であります。車台番号及び原動機番号の打刻及びその保存につきましては明確に規定いたしました。自動車の登録に登記の効力を與えますためには、打刻の厳正は絶対に必要となるのであります。第六に、第三十七條及び第三十八條におきまして登録に関する事項の位置手続といたしまして異議の申立制度を採用し、事務処理の迅速化とその民主化を期した次第であります。

第三章は、道路運送車両の構造、装置及び性能につきまして保安上必要最少限度の基準を規定したものであります。この基準に適合しなければ道路運送車両を運行することはできないのであります。この基準に従ひまして第四章に規定されております道路運送車両の整備及び第五章に規定されております道路運送車両の検査が行われることによりまして、車両の安全性が確保されるのであります。現行法におきましては車両の保安基準の規定はすべて車両規則に包括的に委任いたし、その第六條乃至第二十三條の三に具体的に規定されてはいるのであります。本法におきましては現行規定と同じような保安基準の必要項目につきまして具体的に規定いたしました。併しその内容につきましては、日進月歩いたします道路運送車両の発達に即応するため、法律に固定いたしませんで省令に委任することとしております。なお第四十六條の保安上の技術基準の原則の規定は、本法において、道路運送車両の保安基準を規定したのは、道路運送車両の安全性確保の目的だけでそれ以外には何もものないという意味であります。道路運送車両の発達は、車両生産が活発化し、それを随所に使用いたし

第三十八部 運輸・法務連合委員会會議録第一号 昭和二十六年五月十日

まして公共の便益を増進することであり、従ひまして運輸大臣が運輸省令で定めます保安基準は、不必要な制限を加えて車両の使用による道路運送の発達及び車両生産者の創意工夫による車両生産の発達を阻害するものであつてはならないことは当然であります。このことに關しまして注意的に規定いたしましたのであります。次に第四章について申し上げます。第四章は道路運送車両の整備についての規定であります。車両は前章に規定した保安基準に適合しないと、運行の用に供することができませんから、その使用者は常に車両を整備して置かなければなりません。現行法におきましては、第五十五條に車両の使用に對し整備をすべき義務、行政庁に對し整備命令権の附與及び行政庁に對し整備命令違反者に対する強制措置の附與を規定し、具体的事項は車両規則第三十五條乃至第三十九條及び第四十七條に委任いたしております。本法におきましては、使用者の自主的整備に重点を置きまして、次の諸点につきまして、新に規定を加えました。第一に第四十七條の規定によりまして運行開始前の仕業点検により日常整備の完璧を期することであり、

第二に自動車使用者の自主的整備体制の充実のために、第四十八條整備の技術基準による報告制度第五十條乃至第五十三條の整備管理関係及び第五十六條の自動車車庫に関する報告制度を設けたことであり、整備管理者の制度は、乗車定員十一人以上の自動車即ちバス型車両の使用者、自動車運送事業者又は十人以上の自動車使用者に對し、車両整備助行に關する責任者を選任せしめ、その技術者としての良心

に信頼しまして自動車の自主的整備を確保いたしたものであります。なお整備技術の向上を図りますため、自動車整備士検定規則によつて実施いたしております整備士技能の任意検定制を第五十五條に法定事項として規定いたしました。次に第五章について申し上げます。第五章におきましては、道路運送車両の安全性を確保するため国の運行手段として、当該車両が第三章に規定する保安基準に適合しているかどうか、その使用者が使用の權利を有するかどうかを確認いたすための車両検査について規定いたしております。道路運送車両は、第五十八條及び第七十三條に規定いたしますように、その使用の本拠の位置を管轄する行政庁の行う検査を受け、その検査証の交付を受けるなければ運行の用に供することは出来ません。現行法におきましては、第五十四條に原則に規定いたした具体的規定は、車両規則に委任いたしております。本法におきましては、第五十八條新規検査、第六十二條継続検査、第六十三條臨時検査及び第六十四條において自動車分解整備した場合に受ける分解整備検査についてそれぞれ規定すると共に、車両の検査証に關しまして第六十條、第六十一條及び第六十六條乃至第七十條に極めて具体的詳細に規定いたしております。併しその内容は、自動車の分解整備検査の規定を加えたこと及び原動機付自転車自動車より分離して検査を簡單にしたことのはかは現行と全く変わりがありません。

次に自動車の保安及び使用効率の向上並びに使用者等の利便の増進を目的として、自動車の指定に關する省令に基づきまして現在行なつております自動車の型式指定制度につきまして第七十五條に規定いたしました。自動車の型式指定制度は、申請の自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、且つ均一性を持つております場合、その型式を指定し、第五十九條第二項新規検査の省略、第七條第三項新規登録の場合の自動車呈示の省略等の効果を與え、また自動車の製造者、自動車使用者等の便利を図つた制度であります。次に現在車両規則第二十六條によつて行なつております使用前の自動車即ち商品自動車に對する予備検査の制度に關しまして、その手続その他を詳細に第七十一條に規定いたしました。この制度は、自動車の所有者の申請により車両検査を行い、保安基準に適合する場合は自動車予備検査証を発行し、これにより自動車の新規検査の手続の省略を受けることができるのであります。所有者の自動車販売を円滑にいたすと共に新所有者、使用者の便益を図つたものであります。なお原動機付自転車及び自動車の範疇から分離されたことによりまして、その検査は旅客車車両の検査と同様に第七十三條第一項におきまして都知事又は市町村長の権限となつております。次に第六章について申し上げます。第六章は自動車の整備事業に關する規定であります。自動車の保安を確保いたすためには、その保安基準を定め自動車使用者の整備及び国の車両検査を完全正確に行ひますと共に、自動車整備を業といたします整備事業者の体制を確立することが同時に必要であります。現行法におきましては、自動車整備事業に關する法規制として前に申し上げました自動車整備士技能検定制に基き自動車整備士の檢

定制度、及び自動車整備工場認定規則に基き整備工場の認定制度の二つの任意制度があるだけでありますので、自動車の保安確保上、片手落ちと言はざるを得ません。本法におきましては、第六十四條第一項本文によりまして、自動車を分解し整備した場合は使用者はその都度車両検査を受けなければならない建前になつておりますが、この検査の実施は現在の車両検査設備及び車両検査要員を以てしては到底不可能であり、従つて分解整備事業者者に國に代つて分解整備検査を正確に行はしめる体制を考へる必要が生ずるのであります。又最初に申し上げたような車両事情即ち整備不良に基き車両事故の頻発、自動車の高速化に基き保安上の必要性、老朽自動車の増加に基き分解整備の必要性の増大等に鑑みまして、自動車使用者の全面的委託を受けて整備作業を行います分解整備事業者の体制を確立いたすことは緊急事であり、過渡的アジア及び極東經濟委員会におきまして、自動車整備体制の遅れているアジア諸國においてはこれが体制確立のため特段の措置を講ずべきであることを決議いたしております。本法におきましては、整備技術の特殊性に應じまして、第七十七條で自動車分解整備事業を普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業及び電気自動車分解整備事業の三種に分類いたし、次のような事項を法律に規定いたしております。

第一に第七十八條、第七十九條、第八十條及び第八十四條の事業認定に關する規定であります。自動車分解整備事業を経営しようとする者は、第七十八條第一項によりまして事業の種類及

第九十一條におきまして分解整備記録簿備付の義務を規定いたし、更に第九十二條及び第九十三條におきまして設備が技術基準に適合しない場合の保安命令並びに事業継続の適格性を欠くに至つた場合の事業の停止及び認証の取消に關しまして規定を設けました。

これらの規定は、整備事業の健全な発達を図り且つ完成検査の代行等のごとき民主的な方法により、行政上の保安目的を達成するためのものでございます。又整備技術及び整備設備の質の向上を図りますために運輸省令の自動車整備工場認定規則に基づきまして自動車整備工場の認定制度を実施いたしておりますが、二十三年八月規則施行以来本日まで三百六十六工場について認定をしております。本法におきましてはこの制度を第九十四條に規定いたし

第二に第九十條におきまして、自動車分解整備事業者が分解整備を完了したときは、その自動車について国に代つて完成検査を行わなければならないことを規定すると共に、その完成検査の責任を明確にして安全性の確保上遺憾のないようにするため検査主任者の制度を定め、その選任方法、監督方法等について第八十五條乃至第八十八條に規定いたしております。検査主任者の完成検査が終つた自動車に対しましては第六十四條第一項但書によりまして国の分解整備検査が省略されます。

第三に第八十一條事業内容変更の場合の届出義務、第八十二條事業者の相続、又は合併及び第八十三條の事業の譲渡の規定を設けますと共に、一般自動車使用者の便利のために第八十九條で分解整備事業者の標識表示の義務を規定し、実態把握、行政監督のために、

ましたが、実施の要領は前節通りでございます。

なお、第九十五條に自動車整備振興会に関する規定を設けましたが、これは民法第三十四條による公益法人でありまして、自動車整備の設備の改善及び技術の向上を図り自動車整備事業の全体のレベルを向上せしめるための法的措置でございます。自動車整備振興会の活動は事業者団体の法の範囲内に限られるのでありますが、自動車整備の向上及び事業の発達に役立つものと考へております。

第七章雜則は、前各章の規定に対する補充規定を列挙したものであります。第九十七條、登録自動車に対する強制執行等は、登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものが第五條の規定によりまして不動産的な取扱を受けることになりましたの

で、その強制執行及び競売につきまして不動産及び船舶に準じた取扱によるための規定であります。第九十八條は、自動車登録番号標、自動車登録の検認票、臨時運行許可番号標等を偽造、変造などを行いますと、本法の目的達成を阻害いたしますから刑法の公文書偽造の罰に準じて罰則を課する必要があるので本條に規定したのであります。第九十九條は、工場敷地内、飛行場、岸壁等道路以外の場所のみにいて自動車を使用する場合の保安基準を定めたものであります。第一百條は実情把握の最も端的な方法であります報告徴収及び立入検査に関する規定であります。行政の公正と国民の権利の保護を期しますための民主的規定として、第一百一條、一般に對する運輸大臣の告示の義務、第一百三條、聽聞の制度、第一百四條、訴願の規定があります。第一百二條におきましては、登録その他のに要する経費に對する受益者負担の適正化及び国の財源確保のための手数料に関することを規定いたしてあります。第一百五條は職權委任の規定であります。本法に基く行政処分はすべて國の事務でありますが、事柄の重要程度に應じまして陸運局長に對し職權を委任し、又は更に陸運局長の權限を都道府県知事に委任することとしたのであります。現行法の第四條第三項の規定に相當するものであります。現行規定に相當するものであります。ただ原動機と殆んど變りありません。ただ原動機付自動車は自動車より分離されましたことに伴ひまして、その行政が都の特別区以外の区域、及び道府県においては市町村長になりましたこと（第五十七條、第七十三條検査）と、自動車の臨時運行の許可權限が現行は都道

第八章の罰則は、前各章の規定の勵行を確保いたしますために各種の刑罰及び行政罰に關して規定いたしました。第百十一條は、いわゆる兩罰規定でありまして、一般の行政法規にありまうように、行為の主体のみならずその使用主に對しても罰金刑を課しまして、使用主の監督の勵行を圖つたものであります。

附則におきましては、本法施行の日を規定いたしました。が、本法を一般に周知さす期間、法律によつて委任された命令の制定を準備いたす期間等を考慮いたしまして七月一日を施行期日といたしております。ただ本法におきまして、新たに輕自動車及び二輪の小型自動車以外の登録自動車に對してしましたので、登録内容を再確認してその真正を期しますための期間、新しい民事的効力を附與したことを一般に周知徹底させるための期間等、その円滑な実施のためには相當の準備期間を必要といたしますので、本件に關する第五條並びに第九十七條第一項及び第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行することといたしました。以上を以て道路運送車兩法の御説明を終ります。

次に道路運送車兩法施行法案でありますが、これは、本法実施のために關係法令を廢止又は改正いたしますと共に、現行法に基く処分の経過措置等に關して規定いたしましたものであります。

第一に道路運送車両法におきまして、従来車両規則等の省令で規定されておりました事項を極力法律事項といたしましたので、第一條はそれからの省令を廃止いたしましたのであります。第二、道路運送車両法におきまして、原動機付自動車は自動車から分離いたすと共に、自動車登録番号標交付代行者の指定（道路運送車両法第二十五條―第二十八條）、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻（道路運送車両法第二十九條―第三十二條）、自動車車庫についての勧告（道路運送車両法第五十六條）、自動車の使用に係る整備管理者等（道路運送車両法第五十條―第五十三條）、自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第五十五條）、自動車（道路運送車両法第五十五條）、自動車整備事業の認証（道路運送車両法第七十八條―第八十條）及び優良自動車整備事業者の認定（道路運送車両法第九十四條）を新たに法律に規定いたしましたので、それに伴ひまして第二條により、運輸省設置法の関係箇所を整理いたしました。第三に、現行法に基づく処分の経過措置に関するもので第三條乃至第十六條の規定がこれに相当いたしました。即ち自動車の登録に関する第三條及び第四條の規定、臨時運転の許可に関する第五條の規定、自動車の検査に関する第六條及び第七條の規定、原動機付自動車に関する第八條の規定、旅客軽車両の検査に関する第九條の規定、自動車整備士技能検定に関する第十條の規定、自動車の指定に関する第十一條の規定、自動車整備工場（番号標及びその封印に関する第十三條乃至第十五條の規定、臨時運転許可証、臨時車両番号標、車両検査証等に

關する第十六條の規定でありまして、それによつて旧法による処分を新法による処分とみなすことと規定したものであります。第四に、新らしく規定されました事項に關しまして、猶予期間等を規定したものでありまして、第十七條乃至第二十二條の規定がこれに當ります。即ち、道路運送車両法施行の際、現に自動車車の車番番号標の販売を業としてゐる者に關する第十七條の規定、整備管理者の選任に關する第十八條の規定、道路運送車両法施行の際、現に自動車分解整備事業に相當する事業を経営してゐる者に關する第十九條の規定、検査主任者の選任に關する第二十條の規定、手数料の免除に關する第二十一條の規定及び陸運局長の自動車登録番号標の交付及び購入に關する第二十二條の規定であります。第十七條におきましては六月、第十八條乃至第二十條におきましては一年の猶予期間を認めております。第二十一條は、旧法による登録の確證の意味の新規定に對しまして手数料を免除する規定であります。第二十二條は、予算その他の關係で當分の間、陸運局長の自動車登録番号標の交付及び購入の事務を行わぬ旨の規定であります。附則は法律施行の日を定めておりまして、昭和二十六年七月一日を施行の日としております。

○政府委員(牛島辰彌君) 自動車抵当法案及び同法施行法案の概要について御説明申し上げます。

最近におきまして自動車輸送の復興の狀態は極めて目ざましいものがあるのではありませんが、現下の經濟情勢下におきまして事業資金調達等金融面に關しましては關係業者は非常な努力を要するものでありまして、これが救済策として金融円滑化のための制度を法律化いたしますことは自動車輸送の健全な充達のために緊急事であるのでございまして、自動車抵当制度の創設を必要といたします第一の理由は車両更新の促進といふことであります。自動車は消耗率が大きく物理的耐用年数が短いものでありますから、これを適切に更新いたしませんと燃料費、整備費等が激増いたしますと事業の收支が不健全になりますと共に、老朽車両は往々事故の原因となつて参るので安全性の確保が困難となつて参るのであります。併しなから新車を購入いたしますときにその代金を自己資本によりまして即時拂をすることは自動車運送事業者の現状におきましては殆んど不可能に近いのであります。月賦による方法と購入資金借入の方法とが考えられるのであります。昨年七月調査によりまして運送事業用車両は殆んど百、家用車両はその過半数が月賦販売によつております。現在の月賦販売制度におきましては、販売業者は、債権の担保として車両の所有権を保留しつつ現車の使用は買主に委ね、月賦金を完済したときに初めて所有権を買主に譲る方法をとつてゐるのであります。自動車は動産でありますので、所有者はそれを占有しない限り即時取得、先取特権の効力

等によりましてその所有権を失ふ虞れがありますから極めて不安定であります。この欠陥を除去いたしますために、現在の最も進歩した担保方法であります抵当の設定を自動車に對して可能にいたしますことが強く要望されるのであります。次に車両購入資金の借入の方法といたしまして、現在所有してゐる自動車の使用はそのまゝとして、その所有権を銀行等、債権者に譲渡し債務完済後再び所有権を戻す方法いわゆる譲渡担保の形式が用いられております。併しなからこの譲渡担保の方法も、自動車が動産であります限り前の月賦販売制度による方法と同様な欠陥があるのであります。自動車抵当制度が要望されるのであります。

自動車抵当制度の創設を必要とした理由は、運輸資金等の資金確保を容易にするといふことであります。自動車運送事業者の固定資産のうちその約八〇％は自動車でありまして、それを担保として資金を調達いたします場合は前にお話いたしました譲渡担保の方法をとつてゐるのであります。従いまして確實迅速且つ簡易な担保方法といたしまして自動車抵当制度が要望されるのであります。現行法上、動産に抵当権の設定が認められておりますのは、農業動産信用法によりまして農業用動産と、商法の規定(商法第八四八條)によりまして船舶のみでありまして、自動車にそれが認められていない理由は適當な公示の方法がなかつたからであります。然るに今回の道路運送車両法によりまして自動車抵当制度実施の必要條件が十分に充足されることになりました。即ち自動車の登録

制度は二十三年道路運送法の施行と同時に実施しておりますので實際の運用も次第に整備されて参つたのであります。道路運送車両法におきましては既に御説明いたしましたように、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻及び保存につきまして明確に規定し(道路運送車両法第二十九條第三十二條)自動車同一性の把握を容易にいたしますと共に、自動車登録の手續を更に整備充実することによりまして、道路運送車両法第五條におきまして、自動車登録に對して自動車の所有權に關する公力示を與え、自動車を不動産的に取扱うようにしたのであります。この登録制度を抵当権の公示方法として利用することによりまして動産抵当として自動車抵当制度の実施が法律的に可能となつたのであります。

以下法案の内容につきまして御説明いたします。第一に、この法律の制定の目的について第一條に規定しておりますが、これは自動車抵当制度の必要理由につきまして御説明いたしましたように、自動車抵当制度を創設いたしましたに、車両更新の円滑化及び資金調達の確保を図ること、従つてそれによりまして自動車運送事業発達と自動車輸送の振興を図ることとであります。

第二に自動車抵当権の意義及び性質であります。自動車抵当権は物權、即ち一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的權利であります。民法に定める物權でなく民法第七百五條にいいますところの他の法律即ち自動車抵当法により創設せられた物權であります。抵当権は、民法第三百六十九條第一項に規定いたしておりますように、債務者又は第三者が、占有を移さないで債務の担保に供した目的物に對しまして、債権者が他の債権者に優先して自己の債權の弁済を受ける權利であります。本法第四條におきまして、自動車を対象といたします動産抵当権であります自動車抵当権につきまして民法と同様な内容について規定したのであります。抵当権と債權との根本的な相違は、前者にありましては、目的物を引續き担保設定者の占有にとどめるのに反しまして、後者にありましては、目的物を担保権者に現実に引渡しますか或は少くとも第三者に占有せしめまして、担保権設定者が自らこれを現実に占有し得ないのであります。(民法第三百四十二條、第三百四十四條、第三百四十五條)なお抵当権の不可分性及び物上代位性につきましては、あとで御説明いたします。第三に自動車抵当権の設定でございます。第二條及び第三條は自動車抵当権の目的となり得る自動車を規定したものであります。軽自動車及び二輪の小型自動車は物理的に小さく簡易に過ぎますので、事実と公示との符合を確保することが困難でありますのでこれを除いておりますが、これは、船舶が二十トントン以上のものに限られる(商法第六百八十六條、第六百八十七條、第八百四十八條)のと同じ理由であります。又抵当権の公示方法といたしまして、道路運送車両法によりまして自動車登録を利用いたします關係上、同法による登録を受けていない自動車は抵当権の対象となり得ないのであります。なお法律關係の錯綜を防止いたしますために、第二十條におきまして抵当権の対象となり得る自動車を賣

○委員長(植竹春彦君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(植竹春彦君) それでは速記を始めて下さい。

第三十八部 運輸・法務連合委員会會議録第一号 昭和二十六年五月十日

【參議院】

権の目的とすることはできないことを規定しております。抵当権を設定し得る債権に關しましては農業動産信用法のごとき制限を設けておりません。自動車抵当権は他の抵当権と同様に契約のごとき意思表示だけで設定することができるとありまして、これは民法第百七十六條によるのであります。例へば質権の設定が目的物を質権者に引渡すことを必要としている（民法第三百四十四條）のと異なるのであります。第九條に規定いたしておりますが、抵当権の設定は自己の債権ばかりでなく他人の債権を担保するためにも可能でありまして、この場合抵当権設定者が債務を弁済し、又は抵当権の実行によりまして抵当自動車の所有権を失つたときには、債務者に対して求償することができるとあります。この規定は民法第三百七十二條におきまして適用する第三百五十一條質権の物上保証人の求償権の規定と同じ趣旨でございます。前に申しましたように、自動車抵当権の設定は意思表示だけで可能であります。抵当権の取得、喪失及び変更に關しましては第三者に主張いたしたためは、第五條に規定しておりますように自動車登録簿に所定の登録を受けなければならないのであります。

第四は抵当権の効力についてであります。なおおねね條文の順位に従ひまして御説明いたしたいと存じます。

(一) 第四條の規定によりまして、抵当権者が他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受け得ることにつきましては、抵当権の性質として御説明申し上げた通りであります。更に第十五條によりまして、抵当権者は抵当自動車の代

価で弁済を受けられない債権残額につきまして、他の債権者と同様に抵当自動車以外の一般財産から弁済を受けることができるのであります（第十五條第一項）。又第十五條第二項は、抵当自動車の代価に先立つて一般財産の代価の配当を受けられずるときは、抵当債権者は債権全額で配当に加入し得ることを規定しております。併しこの場合一般債権者の保護を図るため、第十五條第三項は、一般債権者は抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができると規定しております。即ち抵当権の実行によりまして弁済を受け得ない債権の不足部分につきまして供託金から弁済を受けるのであります。供託金になお余りがあります場合は、一般債権者に分配されるのであります。第十五條は民法第三百九十四條に相当する規定であります。

(二) 次は第六條に規定いたしております。抵当権の効力の及ぶ目的物の範圍であります。これは民法第三百七十七條に相当するものでございます。抵当権は、抵当自動車自体と共にその効用を確保するために附加して一体となつてゐる物、例へばシートのごとき従物であります。併し同條但書によりまして抵当権設定行為におきまして別の定めをすることもできますと共に、債権者が抵当自動車に物を附加させたために債務者の一般財産が減少して一般債権者の権利を侵害したような場合には、自動車抵当権の効力はその附加物には及ばないものであります。

(三) 次は第七條に規定いたしております。これは民法第三百七十二條によりまして、民法第三百七十三條に相当する規定であります。同一の自動車に對しまして複数の抵当権が設定されたときの抵当権の順位は、登録の前後即ち對抗力を具備した時期によるというものであります。なお登録をしていない抵当権者は第三者に對抗する効力を持ちませんから、他の登録のある抵当権者に対しては先順位を主張できないばかりでなく、一般債権者に対しても優先権を主張することはできません。第十一條は抵当権と先取特権の順位を規定したものであります。が、動産抵当権でありまして自動車抵当権は動産質権と同様以上の保護を受けるべきでありますことは当然でございまして、動産質権の先取特権に對します順位關係を踏襲したのであります。即ち自動車抵当権は、民法第三百三十條

民法第二百九十六條の準用と同じ趣旨のものであります。例へば債務者が債務の半額を弁済いたしたとしても、債権者は後の債権のために抵当自動車の全部の上に抵当権の効力を及ぼすことができる規定でありまして、債権担保の効力を強固にするためのものであります。

(四) 次は第八條に規定いたしております。これは民法第三百七十二條によりまして民法第三百四十四條の準用と同じ趣旨のものであります。抵当権は、抵当自動車の譲渡、貸付、滅失又は毀損によりまして抵当権設定者が受けるべき譲渡対価、質料及び質貸借の権利金、保険金及び損害賠償金その他に對します請求権の上にも及ぶのであります。

(五) 次は第九條に關します。第十條及び第十一條の規定であります。第十條は民法第三百七十三條に相當する規定であります。同一の自動車に對しまして複数の抵当権が設定されたときの抵当権の順位は、登録の前後即ち對抗力を具備した時期によるというものであります。なお登録をしていない抵当権者は第三者に對抗する効力を持ちませんから、他の登録のある抵当権者に対しては先順位を主張できないばかりでなく、一般債権者に対しても優先権を主張することはできません。第十一條は抵当権と先取特権の順位を規定したものであります。が、動産抵当権でありまして自動車抵当権は動産質権と同様以上の保護を受けるべきでありますことは当然でございまして、動産質権の先取特権に對します順位關係を踏襲したのであります。即ち自動車抵当権は、民法第三百三十條

第一項に規定いたします第一順位の先取特権であります。この不動産質貸、旅客宿泊及び運輸の先取特権と同一の順位としたのであります。

(六) 次は第十二條に規定いたしております。これは民法第三百七十四條に相當するものであります。抵当権者が約定利息その他の定期金（例へば賃借料）を請求する債権を持ち、その抵当権によつて担保されております場合に、抵当権実行のとき抵当権の及び得る範圍を満期となつた最後の二年分に制限いたしました。二番抵当権者のように抵当自動車について正当な利益を持つております第三者を保護する規定でございまして、同條第二項によりまして遅延利息に對しましても同様の制限を受けるのであります。

(七) 次は第十三條に關します。第十三條は代価弁済でありまして、民法第三百七十七條に相當する規定であります。例へば六十萬円の債権の担保となつております自動車五十萬円で買主が第三者であります場合、抵当権者が買主に對しましてその代価を請求し買主がこれに應じて弁済する制度であります。債権残額十萬円は無担保債権として存続しますが抵当権はこれによつて消滅するのであります。この制度は抵当権者と第三取得者とが共にこの結果を欲した場合のものでありますから、抵当権者も第三取得者も好都合であるわけです。第十四條は民法第三百九十一條に相當する規定であります。抵当自動車の第三取得者が抵当自動車の価値を維持するために、例へば日常整備費等の必要費及び例へば自動車改良費

等の有益費を支出いたしましたときは優先的にその費用の償還を受けることができるのであります。

(八) 次は第十四條の施行に關します。第十六條及び第十七條の規定であります。自動車抵当権の目的とするのであります。自動車は道路運送車両法によりまして登録自動車である自動車が三輪の小型自動車以外のものであります（第二條）。その對抗力は自動車登録簿への登録に對して附與されてゐるのでありますから、道路運送車両法によりまして消滅した場合はそのときから抵当目的物も對抗力もなくなる理窟であります。これでは抵当権者に對しまして酷でありますから保護規定を置く必要があります。第十六條の前段は抵当自動車につきまして道路運送車両法第十五條によるまつ、消滅の場合の規定であります。車両法第十五條第一項各号に規定しております。又は自動車用途を廢止したとき、当該自動車の車台が變つて自動車の同一性がなくなつた場合におきましては、抵当権者は先に御説明いたしました物上代位権を發動することができるとあります。そのために必要な差押を確実にいたすために陸運局長の抵当権者に対して通知義務を規定したのであります。第十六條後段及び第十七條は道路運送車両法第十六條によりまして、消滅の場合の規定であります。登記自動車運行の用に供することをやめまつ、消滅を申請いたしましたときは、自動車の同一性はそのままでありまして第八條によりまして物上代位権の發動は不可能で

第二、自動車抵当法によりまして新に自動車が抵当権の目的となるようになりましたので、自動車の動産抵当に規定を別に必要としないのであります。

つきましては農業動産信用法による必要もなくなりまして、たゞ私法関係の錯綜を防止する意味もありまして、自動車抵当はすべて自動車抵当法によることとしたのであります。これが第三條によります農業動産信用法施行令の改正であります。

第三に、自動車抵当法施行の際に、各種財団の組成物件となつております自動車農業動産信用法によりまして抵当権の目的物となつております自動車及び質権の目的となつております自動車に關します必要な経過措置を規定いたしてあります。

第四條は、自動車抵当施行法の際鉄道財団に屬してあります自動車に關するものであります、その自動車が道

路運送車両法による登録を受けるまでは当然動産として取扱ひまして、改正前の鉄道抵当法の規定を適用するのでありますが、道路運送車両法による登録を受けました場合は不動産的取扱ひとなりますので、鉄道抵当法におきましても改正後の規定が適用されることとなるのであります。本條第二項以下の規定は、現在財団の組成物件となつております自動車登録自動車となつた場合の取扱方法を規定いたしましたものであります、第二項及び第三項によつてその自動車は財団目録に表示の変更が登録されると共に、第四項及び第五項によつて鉄道財団に属する旨が自動

車登録簿に登録されるのであります。これによりまして自動車抵当法の四滑な施行が期し得られるわけでございます。

第五條は、自動車抵当法施行の際に工場財団、鉱業財団等の財団の組成物件となつております自動車につきましても、鉄道財団の組成物件となつております場合と同様に取扱うのが当然でありますから、第四條によりまして方法を適用したのであります。

第六條は、自動車抵当法施行の際、農業動産信用法によりまして抵当権の目的物となつております自動車に関する規定であります。第三條によりまして農業動産信用法施行令の改正によりまして、軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車は農業動産信用法による抵当権の対象とはなり得ないのであります。

第七條は、自動車抵当法施行の際、現に質権の対象となつております自動車に関する規定であります。自動車抵当法の目的となり得ます自動車は、自動車抵当法第二十條によりまして質権の目的となることを禁ぜられておるのであります。現に質権の対象となつておりますものにつきましては適正な調整をいたす必要がありまので、二箇月の猶予期間を認め、その期間内に質権の目的となつてゐる旨を自動車登録簿に登録を受ければ、質権の効力が存続するものであります。

第四條は、自動車抵当権の登録は私権の登記と同様でありますので、登録税を徴収する必要があるから、第八條によりまして登録税法を改正したのであります。その税額は農業用動産抵当の登記の場合の登録税と同額であります。

第五條は、自動車抵当法によりまして自動車抵当を社会の物上担保とする途を開き、運送事業者等のために相当長期の比較的多額の資金確保を図りました。第九條におきまして担保附社債の信託法の改正を行い船舶抵当の次に自動車抵当を規定したのであります。

最後に附則は法律施行の日を定めております。施行法は自動車抵当法実施のための法律でありますから、自動車抵当法施行の日即ち昭和二十七年四月一日を施行の日としたのであります。

以上によりまして自動車抵当法案及び同法施行法案に關しまして御説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○委員長(植竹春彦) それでは次に古谷専門員から報告をお願いいたします。

○専門員(古谷善亮君) お疲れのところが恐縮でございますが、御審議の御参考になるような事項を一、二申上げておきたいと思つております。詳しく御説明は只今局長からいたされましたので重複するやうな部分は一切避けましたのでございますが、これは先ず道路運送車輛法について申し上げます、八章百二十二條及び附則という重大なものでございまして、先ほど御説明の通り省令に従来規定してありました部分まで繰入れられてありますので、従来とこの点におきましては内容におきましては先ず変更はないというやうな部分が非常に多いのでございます。ただ例へば條文を御覧頂きますと條文の二十九ページには自動車の構造という規定がございまして、これが一、二、三、四とずつ項目が挙がつております。車両規則におきましては、これらの項目、その次の四十一條の自動車の装置というのがございまして、これも一、二、三とずつと列挙してございまして、省令におきましてはこれらの内容の規定があるのでございます。従いまして私が調査いたしました際に、政府にいろいろ伺ひをいたしましたのであります。

府にいろいろ伺ひをいたしましたのであります。省令で以て書かれるのだそうでございます。従つて法律と省令と合併になりまして、やがて省令で以て残る部分があるということをお含みおき願ひしたいと思います。同様に一例を申し上げておきますが、六十九ページをお開け願ひますと、優良自動車整備事業者の認定というのがございまして、これにつきましてもこれは只今の認定工場という規則でございまして、これにつきましても恐らくやがて、この認定をいたします場合の手續

等は、又再び手續の省令が出るものと心得ます。この附則によりまして、そういう省令は一応廃止されることになつておりますけれども、やはりこの法律の実施のためには必要な手續省令は出るものだからうに考へてよろしからうと思ひます。

それでお私どもこれを見ましたときに、どうせ全面改正されるのならば、この際もう少し従来の事故防止その他の点から考へまして、そういうやうな法律の規定に書きたいというやうな事項が二、三ございまして、それらの点、まあ例へて申し上げますと、エマーゲンシー・ドアというやうなもの、或いはエキゾースト・パイプのやうなもの、或いはフレイム・ハイトの寸法といったやうなものを、これほど細かく法律ができるのならば、いつ書いたらどうかというやうなことを考へたのでございまして、これも政府当局にいろいろ調査を進めて参りますといういづれさうなことは省令で書かれるのだそうでございます。その点をお含み願ひしたいと思います。

それからこの法律は全体として見まして、前半が登録の規定になつておるのでございまして、この登録の規定は実は前から登録というものはあるものでございまして、今回は殊に民事的効力を付與したということが大きな新しい改正の要点でございまして、この次をお申上げようといはします。抵当法案と相対しまして、まあ今度の自動車三法案を通じて、大きな改正の狙いと申しますか新しい思想と考へられます。なお御審議の進行に伴ひまして細かい点で御参考にお申上げたほうが

よろしからうと思はれる点は、その際に譲りまして、本日お疲れのところでございますから車両法につきましてはこの程度にいたします。

抵当法について少し申し上げます。この法律案は個々の自動車を抵当権の目的となし得る途を開いたものであります。まあ随分法規いたしたのであります。我が民法におきましても動産抵当の例外を設けたということになりますので画期的なものと思ふことができようと思ひます。従いまして政府当局におかれましては、この法律案を立案されるに當りましては相當前からいろいろ準備研究をされたやうでありまして、この間の事情をよく承知いたしてございまして、自動車抵当の目的となし得るといふことにつきましては、現行の一体制度があるのかないのかと申しますと、現行の法制といはしまして農業動産信用法といふものがあるのでございます。これは昭和八年の二月二十九日法律第三十号。それで我々専門員といはしましては法務委員会の調査員のかたの御紹介で関係の向へ参りましていろいろ調査をやつて来たのでございまして、農業動産信用法の場合におきましては実は自動車の抵当はあまり活用されておりました。これは当局の御説明では農業経営の用に供する自動車購入資金の貸付につきましては先取特権を有しておりますので、まあその法律の反射的効果といはしまして抵当権を設定するまでの必要を認めない方がいだらうというやうなことを申されておりました。そこで今回は自動車につきましてかような抵当権の制度ができたのでございまして、抵当権の通則といはし

まして物が特定しなければなりませんし、物の移動が行われました場合にもそれに適及して物権的效果を持つものでなければならぬのであります。それが、これに抵当権の目的となる物権につきまして同一性を確保するということが必要となるわけでございます。この点がこの制度を創設するに当たりまして先ず重要な点の一つであらうと考えます。この点につきましてはこの法案におきましては念入りに研究をまとめられたのであります。従来、登記制度を根本的に整備いたしました不動産の登記の場合と同様、これに民事的効力を持たせることにいたしました次第であります。この自動車抵当法案におきましては主として抵当権の意義、効力等について規定しておりますが、この抵当権はこの法律でもって創設された抵当権でありますので、まあ此法と別個の抵当権という意味合で民法と同趣旨の規定を置いてございませう。御審議の御参考にもその條文を申し上げます。若し何でしたらばお書取を願つても結構だと思ひます。二ページの第四條は民法の三百六十九條、第五條は民法の百七十七條、第六條は民法の三百七十條、第七條は民法の三百七十二條によつて準用いたしております。第二百九十六條でございます。第八條が同じく三百七十二條で準用いたしております。第九條が同じく三百七十二條で準用いたしております。第十條が民法の三百五十一條でございます。第十一條が民法の三百七十三條、一條飛びまして第十二條が三百七十四條と同趣旨でございます。第十三條が三百七十七條、第十四條が三百九十一條、第十五條が三百九十四條、それからずつと後になりまして七ページに移りますが、七ページの第十八條が三百九十六條、第十九條が三百九十七條でございます。これで民法の抵当権を凡そこの自動車の抵当権に援用いたしました。一般に援用いたし得る法律を殆んど全部拾つたやうなことになるわけですが、でありますからして例えば土地建物だけについての抵当権といつたやうなものについては自動車に關係はございませんのでこれを取つておきません。自動車の抵当権に援用し得る実益のあります規定を取つておるのであります。ただここで抜けておるのがございませう。それ権の譲渡、同じく相対的拋棄、それから順位の譲渡、順位の拋棄に關するものであります。これは民法の三百七十五條、つまり簡単に申上げますと、譲渡と拋棄に關する規定が抜けております。それから次は民法の三百七十八條以下約十箇條に亘つておりますが、濫除に關するもの、これが抜けております。次は民法の三百九十二條の代価配當に關する規定でございます。この三項目が或いは自動車の場合におきまして適用いたしてはどうかと一応考慮されるもので抜けておるものでございませう。これはまあ私も一応研究いたしましたところを更に立案當局の政府について確かめたのでございませう。自動車によりますところの金融取引が短期の取引を原則とする実情や、この法規を適用いたしますという附記登録や代登録をしなければならぬ。従つて規定を不必要に複雑にする、而もそれだけの実益に乏しいといつたやうな事情を勘案されまして、まあ

最初の制度でもありますので、必要と認めます範圍にこの規定をきめたものと考へます。政府のほうも同様の御意見であります。同じくやはり民法以外の抵当権で交通關係に鉄道抵当法といふものがあります。鉄道抵当法におきましてもやはり同様に考へられるやうな場合には必ずしも民法の規定を全部載つてはならないのであります。この自動車抵当の方が多いのでございまして、鉄道抵当の場合の方がまだ少いくらいなんでございませう。従いましてこれで一応援用いたして差支ないものと私も一応考へておるわけでございます。只今申しました民法の條文との對照におきまして申上げるのを落し條文が二つございませうから、これを最後に申上げておきます。その一つは二頁の第五條の二項でございませう。「前項の登録に關する事項は、政令で定める。」これと同趣旨の規定が農業動産信用法の第十三條にございませう。つまり農業動産信用法におきましても、こういう特別のこゝろいつたやうな抵当権に關する登記は政令でやつておきまして、農業動産信用登記令といふものが別にございませう。それから第十一條でございませう。十一條で先取特權との順位の規定がございませう。これは農業動産信用法の十六條と同じでございませう。以上現行法との對照を申上げまして、御審議の御参考にも供しました次第でございませう。なお御審議の進行に伴ひまして又御参考になるやうなことがありましたら申上げます。なお私はこの法案が議せられるに當りましていろいろ政府の立案當局のかたと質疑應答をやつております。これ

は公式のものでございませうので政府のほうでも相当不用意にいろ／＼私との間に話を交して頂いたわけでございますが、従つて私の発言いたしましたことについて、政府側におきまして若し補正しなければならぬことがございまして、どうぞ御遠慮なく委員長に御発言を願ひまして御訂正になつて結構であります。以上簡單であります。今日はこの程度で……。

○委員長(植竹春彦君) では合同委員會もこの程度で散會いたします。午後三時四十六分散會

出席者は左の通り。

運輸委員長	植竹 春彦君
委員長	岡田 信次君
理事	小泉 秀吉君
	高田 寛君
委員	山縣 勝見君
	内村 清次君
	菊川 孝夫君
	小酒井義男君
	高木 正夫君
	前田 穰君
	松浦 定義君
	鈴木 清一君
法務委員長	鈴木 安孝君
委員長	伊藤 修君
理事	宮城タマヨ君
委員	長谷山行毅君
	齋 武雄君
	棚橋 小虎君

國務大臣	岡部 常君
運輸大臣	山崎 猛君
政府委員	
運輸省自動車局長	牛島 辰彌君
運輸省自動車局業務部長	中村 豊君
事務局側	
常任委員會專門員	古谷 善亮君
常任委員會專門員	岡本 忠雄君
常任委員會專門員	長谷川 宏君

昭和二十六年五月十七日印刷

昭和二十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所